

地域県土警察常任委員会資料

(令和5年12月18日)

- 令和6年鳥取県警察運営指針及び重点目標について …………… 2
(警務部警務課)
- 一定の病気等に係る運転者対策の推進状況について …………… 3
(交通部運転免許課)

警 察 本 部

令和6年鳥取県警察運営指針及び重点目標について

令和5年12月18日
警察本部
(警務部警務課)

令和6年における県警察の大綱方針である鳥取県警察運営指針及び治安向上のために取り組むべき警察活動の方向性を示す重点目標を次のとおり策定した。

策定した運営指針、重点目標等については、各所属の執務室等に掲示して周知するとともに、各種研修等の機会を通じて組織全体への浸透を図り、引き続き、県民の期待にこたえる警察活動を強力に推進する。

運営指針	県民の期待にこたえる警察 安全で安心な鳥取県をめざして
------	--

重点目標	推進項目
総合的な犯罪抑止対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○ 人身安全関連事案等への迅速かつ的確な対応 ○ サイバーセキュリティ・サイバー犯罪対策等の推進 ○ 地域住民の意見・要望等を踏まえた街頭活動の強化 ○ 防犯ボランティア等と協働した犯罪抑止対策の推進 ○ 少年非行防止・保護総合対策の推進
重要犯罪等の検挙と組織犯罪対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○ 社会情勢の変化に適応した警察捜査の推進 ○ 重要犯罪、重要窃盗犯、重要知能犯等の検挙活動の推進 ○ 特殊詐欺検挙活動の推進 ○ 暴力団対策、薬物・銃器対策、来日外国人犯罪対策、犯罪収益対策等の推進
交通死亡事故抑止に資する総合対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○ 交通事故情勢を踏まえた実効性のある交通事故抑止対策の推進 ○ 適正かつ的確な交通警察業務の推進 ○ 大規模災害等に備えた交通対策の推進 ○ 社会環境の変化に適応した取組の推進
テロの未然防止と緊急事態対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○ テロ等違法行為の未然防止対策の推進 ○ 緊急事態に迅速かつ的確に対処できる総合的な諸対策の推進 ○ 大規模警備等を見据えた警備諸対策の推進 ○ 諸情勢に的確に対応した警護の徹底と強化の推進
警察活動基盤の充実強化	<ul style="list-style-type: none"> ○ 人的基盤強化のための採用活動の推進、人材育成の充実による事態対処能力の向上及び治安情勢等を踏まえた予算の確保 ○ 県民の安全に資する広報と犯罪被害者等に対する支援の推進 ○ 働き方改革、女性職員の活躍推進、ワークライフバランスの推進に向けた取組の強化

一定の病気等に係る運転者対策の推進状況について

令和5年12月18日
警察本部
(交通部運転免許課)

1 経緯

一定の病気等に係る運転者対策については、平成26年6月、改正道路交通法の施行により、免許を受けようとする者等に対して質問票を交付し、公安委員会が一定の病気等の者に対して免許の拒否・取消し等の行政処分を行うことができるとされ、適切に行っていたところ、令和4年5月の改正道路交通法の施行により、迅速・効率的な行政処分のため、一定の病気等に該当する疑いのある者に対して、臨時適性検査のほか、診断書の提出の命令ができることとされた。

【一定の病気等】

統合失調症・てんかん・再発性の失神・無自覚症性の低血糖症・そううつ病・重度の眠気の症状を呈する睡眠障害・その他精神障害（急性一過性精神病性障害、持続性妄想性障害等）
・脳卒中・認知症・目が見えないことその他自動車等の安全な運転に支障を及ぼすおそれがある身体の障がいとして政令で定めるもの・アルコール、麻薬、大麻、あへん又は覚醒剤中毒者

2 一定の病気等に係る取扱い件数

	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年10月末
安全運転相談	1,370	1,559	1,493	1,597	1,315
診断書提出命令	124	81	69	95	169
一定の病気等による取消	34	40	39	24	31
一定の病気等による停止	70	81	71	65	58
再取得者	21	14	11	17	20
自主返納者	2,663	2,296	2,206	1,935	1,571

3 取組状況

○ 安全運転相談員の増員（令和4年4月以降）

増加する安全運転相談件数とそれに伴う適正な事務手続きを行うため、東部地区免許センターの安全運転相談員1人を増員し県下で5人体制を構築した。（東部・西部2人、中部1人）



○ 鳥取県医師会に対する協力依頼（令和5年8月）

【看護師による相談受理状況】

診断書の作成に関する協力、一定の病気に係る免許の可否等の運用基準の周知及び医師による任意の届出制度の活用を目的として、本年8月、鳥取県医師会に対して文書による協力依頼を行ったところ、同9月の鳥取県医師会報に関連記事が掲載された。

○ 診断書提出命令に従わない者に対する行政処分（令和5年11月以降）

診断書提出命令に従わない者については、免許の取消し、又は効力を停止することができることとされており、本県においても診断書提出命令に従わない者に対する免許停止処分を実施した。

○ 安全運転相談のシステム化（令和5年9月以降）

一定の病気等の運転者対策については、質問票の受理、安全運転相談、診断書提出依頼、同受理、定期臨時適性検査等、事務及び管理の適正を確保するため、本年9月から業務の合理化、適正な手続の推進を目的として安全運転相談システムの運用を開始した。

4 その他

○ 県民及び医師会等への継続的な制度の周知、協力依頼を実施する。

○ 免許証の自主返納者に対する支援事業を拡充する。

○ 適正な手続きを推進する。